



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エス・ビー
代 表 者 名 代表取締役社長 若尾 逸雄
(コード：9702 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 川崎 工三
(TEL：03-3490-1761)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の当社取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」および「定款の一部変更」を平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 46 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 46 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 30 条の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 30 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 30 日（水）

以 上

【別紙】

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u>
第 5 条～第 1 9 条 (条文省略)	第 5 条～第 1 9 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 2 0 条 (員数) 当社の取締役は、1 0 名以内とする。 (新設)	第 2 0 条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、1 0 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
第 2 1 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設)	第 2 1 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> (現行どおり) (現行どおり)
第 2 2 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設)	第 2 2 条 (任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</p>	<p>第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</p>
<p>第24条（条文省略）</p>	<p>第24条（現行どおり）</p>
<p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第26条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条（条文省略）</p>	<p>第27条（現行どおり）</p>
<p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条（条文省略）</p>	<p>第29条（現行どおり）</p>
<p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>第30条（社外取締役の責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第31条（取締役の責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 (員数)</u> <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 (社外監査役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p><u>第 3 2 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 3 3 条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>第 3 4 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 4 0 条～第 4 1 条 (条文省略)	第 3 5 条～第 3 6 条 (現行どおり)
<p>第 4 2 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 3 7 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
第 4 3 条～第 4 6 条 (条文省略)	第 3 8 条～第 4 1 条 (現行どおり)

以 上